

労働金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

- 1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 2 労働金庫法(以下「法」という。)第94条第3項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 許可年月日及び許可番号

(記載上の注意)

法第89条の4に規定する金庫等が労働金庫代理業を行う場合にあつては、許可年月日及び許可番号に代えて、同条の規定により労働金庫代理業を行う者である旨を記載すること。

2 労働金庫代理業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における労働金庫代理業の経過及び成果を記載すること。

3 所属労働金庫等

所属労働金庫名	労働金庫代理業再委託者名		労働金庫代理業の業務の内容
	委託契約 年 月 日	再委託契 約年月日	

(記載上の注意)

- 1 「所属労働金庫名」欄は、当期末現在における所属労働金庫(法第89条の3第3項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。)の名称を記載すること。
- 2 「労働金庫代理業再委託者名」欄は、労働金庫代理業再委託者(法第94条第3項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けて労働金庫代理業を行うときに限り、当該労働金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び労働金庫代理業の許可番号を記載する

こと。

- 3 「労働金庫代理業の業務の内容」欄は、所属労働金庫のために行う労働金庫代理業の業務の内容を記載すること。

4 役員及び使用人の状況

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における労働金庫代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 営業所又は事務所の状況

名称	所在地	使用人	所属労働金庫名	労働金庫代理業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 「所属労働金庫名」欄及び「労働金庫代理業の業務の内容」欄は、営業所又は事務所において複数の所属労働金庫のために労働金庫代理業を営むときは、当該所属労働金庫ごとに記載すること。
- 2 適宜地区別に区分して記載すること。

6 労働金庫代理業の実施状況

(1) 預金関係

① 代理

(単位：千円、件)

所属労働金庫名	流動性預金				定期性預金		合計 (その他を含む。)	
			うち当座預金					
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を所属労働金庫ごとに記載すること。

② 媒介

(単位：件)

所 属 労働金庫名	流動性預金		定期性預金	合 計 (その他を含む。)
	件 数	うち当座預金 件 数		
合 計				

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第89条の3第2項第1号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を所属労働金庫ごとに記載すること。

(2) 貸出金関係

① 代理

(単位：千円、件)

所 属 労働金庫名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高
合 計						

(記載上の注意)

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属労働金庫ごとに記載すること。

② 媒介

(単位：千円、件)

所 属 労働金庫名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額
			()	()		
			()	()		
合 計			()	()		

(記載上の注意)

- 1 当期中における法第89条の3第2項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を所属労働金庫ごとに記載すること。
- 2 「件数」欄は、媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。
- 3 「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至ったものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 4 「件数」欄及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(労働金庫法施行規則第125条第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額

を内書すること。

(3) 為替取引関係

(単位：件)

所 属 労働金庫名	代 理	媒 介
合 計		

(記載上の注意)

- 1 「代理」欄は、当期中における法第89条の3第2項第3号に規定する契約の締結の代理行為を行つた契約件数を記載すること。
- 2 「媒介」欄は、当期中における法第89条の3第2項第3号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況

(単位：千円)

所 属 労働金庫名	手 数 料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属労働金庫(労働金庫代理業再受託者(法第94条第3項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する労働金庫代理業再受託者をいう。))にあつては、労働金庫代理業再委託者)から得た労働金庫代理業に係る手数料の金額を記載すること。